

平成 20 年 7 月 7 日

金融庁 監督局銀行第一課 御中

全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 20 年 6 月 6 日付で公表された標記改正案に対する意見を別紙のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	改正(案)の該当箇所 ^(注)	意見	理由等
1	Ⅲ-2-3-3-2(3)証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 Ⅱ-2-5-2(3)証券化商品等のクレジット投資のリスク管理	証券化商品をはじめとする「市場性のあるクレジット商品」の管理方法・レベルは、あらゆる金融機関・商品に対し一律の対応を求めるものではないという理解で良いか。	現行の監督指針や金融検査マニュアルの趣旨に鑑み、引き続き、機械的・画一的な運用が行われるものではないことを念のため確認するもの。
2	Ⅲ-2-3-3-2(3)証券化商品等のクレジット投資のリスク管理④イ (主要行等向けの総合的な監督指針)	「証券化(シンジケーション)業務を行うに当たっては、以上のリスクを織り込んでリスク・リターンを判断を行っているか。」とあるが、個別の取引のプライシングに織り込むことを求めているわけではないことを確認したい。	パイプラインリスクや買戻しによるリスクを考慮した業務運営を行うことに異論はないが、定量的に何ベースポイントと決めることは技術的に難しく、それらをオリジネーターまたは投資家に説明することは困難である。実務的には、ストレステストを行い、その最大損失と期待収益の関係を分析し、必要な対応について検討するというではないかと理解している。
3	Ⅲ-2-3-3-2(3)証券化商品等のクレジット投資のリスク管理④ロ (主要行等向けの総合的な監督指針)	「証券化(シンジケーション)業務を行うに当たっては、以上のリスクを織り込んでリスク・リターンを判断を行っているか。」とあるが、個別の取引のプライシングに織り込むことを求めているわけではないことを確認したい。	非連結SPCからの買戻しによるリスクを考慮した業務運営を行うことに異論はないが、定量的に何ベースポイントと決めることは技術的に難しく、それらをオリジネーターまたは投資家に説明することは困難である。実務的には、ストレステストを行い、その最大損失と期待収益の関係を分析し、必要な対応について検討するというではないかと理解している。

4	VIII-5-2-2 「所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置」 (2) 「委託契約等の内容」 ① IV-5-2-2 「所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置」 (2) 「委託契約等の内容」 ①	委託契約書の記載内容等についての十分な検証態勢として、「銀行代理業者を指導監督する観点」とは、具体的にどのような点に留意すべきか。また、委託契約の内容に銀行代理業者を指導監督できる措置を盛り込むことを求めるものではないとの理解で良いか。	趣旨の確認のため。
5	VIII-5-2-2 同上 (2) 同上 ② IV-5-2-2 同上 (2) 同上 ②	①所属銀行が複数ある場合、検証・精査すべき銀行代理業者の社内規則等の範囲は、各所属銀行が自ら委託した銀行代理業に関する部分に限られるとの理解で良いか。 ②社内規則等の検証・精査については、その方法は問わないという理解で良いか。例えば、所属銀行が銀行代理業者と共同で、社内規則に準ずるものとして制定する「銀行代理業の運営要領」を検証することでも問題ないと考えて良いか。 ③社内規則等改正時の所属銀行による精査については、運営面で確保されていれば十分であり、社内規則等改正時の届出等を委託契約に盛り込む必要はないという理解で良いか。	①銀行代理業者が複数の所属銀行の銀行代理業を営む場合も想定すると、検証・精査すべき銀行代理業者の社内規則等の範囲は、自らが委託した銀行代理業に関する部分のみと考えるのが合理的である。 ②社内規則等については、所属銀行と銀行代理業者が共同して制定する「運営要領」や、銀行代理業者が内部規則として制定する「社内規則」など、その態様は区々であることから、その実態に応じた対応が必要であると考えます。 ③趣旨の確認のため。
6	VIII-5-2-2 同上 (3) 「法令等を遵守させるための研修の実施」 ④ IV-5-2-2 同上 (3) 「法令等を遵守させるための研修の実施」 ④	①銀行代理業者が銀行代理業に従事する職員に研修内容の確認テストを実施し、あるいは銀行代理業に従事する職員の業務の遂行状況をチェックし、その結果を所属銀行に報告することとも、検証の一つの方法であると考えて良いか。 ②研修等の内容を「確実に…熟知」とあるが、適切に業務を遂行するのに支障がないレベルでの理解を求める趣旨との理解で良いか。	①研修の講師は、所属銀行・銀行代理業者のどちらも行うことができることから、確認テストなどの実施者についても、両者がともに担えるのが妥当と考える。 ②趣旨の確認のため。

7	<p>(様式・参考資料編) 別紙様式4-23-1(銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の締結(の許諾))等</p> <p>(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において同じ)</p>	<p>再委託の場合の添付書類については、所属銀行、銀行代理業者および銀行代理業再受託者による三者契約書を締結した場合には「届出を行う銀行が契約当事者となっている契約書の写し」を、銀行代理業の再委託を許諾した場合には「許諾に関する書面」を、契約等の形態に応じ、それぞれ添付すれば良いという理解で良いか。</p>	<p>必要な添付書類の確認のため。</p>
---	--	--	-----------------------

(注)上段:主要行等向けの総合的な監督指針、下段:中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針